

辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約

規 約	施 行 規 則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、辛子めんたいこ食品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「辛子めんたいこ食品」とは、辛子めんたいこ及び辛子めんたいこあえものをいう。</p> <p>2 この規約において「辛子めんたいこ」とは、すけとうだら卵の卵巣（卵を含む。以下同じ。）に唐辛子を原料とする調味液等で味付けしたものをいう。</p> <p>3 この規約において「辛子めんたいこあえもの」とは、くらげ、かずのこ、いか、あわび、椎茸その他の農水産物を辛子めんたいこであえたものであって、辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定める一定割合以上の辛子めんたいこを含有するものをいう。</p> <p>4 この規約において「事業者」とは、辛子めんたいこ食品を製造し（他に製造させる場合を含む。）、若しくは販売し、又は輸入して販売することを業とする者であって、この規約に参加する者をいう。</p> <p>5 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する辛子めんたいこ食品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p>（必要表示事項）</p> <p>第3条 事業者は、辛子めんたいこ食品の容器包装に、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>(3) 添加物</p> <p>(4) 原料原産地名</p>	<p>（必要表示事項）</p> <p>第1条 規約第3条に規定する必要表示事項は、次の基準により表示するものとする。ただし、食品表示基準の定めるところにより、容器包装の表示可能面積がおおむね 30 平方センチメートル以下であるものについては、一定の事項の表示を省略することができる。</p> <p>(1) 名称 辛子めんたいこについては「辛子めんたいこ」と、辛子めんたいこあえものについては「辛子めんたいこあえもの」とそれぞれ表示する。</p> <p>(2) 原材料名 原材料は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に「すけとうだらの卵巣」、「すけとうだらの卵」、「唐辛子」、「くらげ」、「かずのこ」、「いか」等その最も一般的な名称をもって表示する。</p> <p>(3) 添加物 添加物は、食品表示基準の規定に従い表示する。</p> <p>(4) 原料原産地名 すけとうだらの卵巣（卵を含む。以下同じ。）の原産地名について、次に定めるところにより表示する。 ア 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては、採取した水域の名称、水揚げした港名、水揚げした港が属する都道府県名その他一般に知られている地名を事実上即して表示することができる。 イ 対象原材料（すけとうだらの卵巣を指す。以下同じ。）の原産地が2以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、対象原材料の原産地が3以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に2以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。 ウ 複数国の原材料2以上の原産地のものを混合して製造する場合であつて、原材料に占</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(5) 内容量</p> <p>(6) 賞味期限</p>	<p>める重量割合が特定できない場合は、「すけとうだらの卵巣（ロシア又はアメリカ）」等と表示することができる。この場合、「原料原産地は、当社における〇年の取扱い実績の多い順に表示しています。詳細は弊社にお尋ねください。」等と、必ずしも商品ごとの重量割合順に表示しているものではないことを明記する。ただし、国産品と輸入品を混合する場合、「すけとうだらの卵巣（国産又はアメリカ）」等と表示することはできない。</p> <p>(5) 内容量 グラム(g)又はキログラム(kg)の単位で、単位を明記して表示する。この場合、本数又は個数の単位を併記して表示することができる (200グラム(2～3本入り)等)。</p> <p>(6) 賞味期限 賞味期限である旨の文字を冠して、次に定めるところにより期限を示す日付を表示する。 ここで、賞味期限とは、容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日いう。 ア 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、賞味期限である旨の文字を冠して、次の例のいずれかにより表示するものとする。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができるものとする。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示するものとする。 (ア) 平成30年12月1日 (イ) 30.12.1 (ウ) 2018.12.1 (エ) 18.12.1 イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、賞味期限である旨の文字を冠して、次の例のいずれかにより表示するものとする。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができるものとする。この場合において、月が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示するものとする。 (ア) 平成30年12月 (イ) 30.12 (ウ) 2018.12</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(7) 保存方法</p> <p>(8) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(9) 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称）</p>	<p>(エ) 18.12 ウ イの定めにかかわらず、アに定めるところにより表示することができる。</p> <p>(7) 保存方法 賞味期限を確保するために必要な保存の具体的条件（保管温度、保管場所、管理方法等）について、「10℃以下で保存してください。」等と出来るだけ詳細に表示する。</p> <p>(8) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を食品表示基準の規定に従い表示する。</p> <p>(9) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 次に定めるところにより表示する。 ア 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所の所在地。以下この項において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称。以下この項において同じ。）を食品表示基準の規定に従い表示する。 イ アの規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が、製造所若しくは加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所の所在地。以下この項において同じ。）又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称。以下この項において同じ。）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。 ウ アの規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあっては、食品表示基準の規定に従い、消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。 (ア) 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先 (イ) 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウ</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(10) 輸入品にあつては、原産国名</p> <p>(11) 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下同じ。）の量及び熱量</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、商品の大きさ、形状、商品があらかじめ容器詰めされていないことその他の理由により前項の表示が困難であるものについては、全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）の査定に基づき、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を得て、同項に掲げる事項の全部若しくは一部を省略し、又は同項に規定する方法以外の方法により表示することができる。</p> <p>3 アレルゲンを含む食品を原材料に使用している場合にあつては、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「食品表示基準」という。）第3条第2項の定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第4条 事業者は、辛子めんたいこ食品の取引に関する事項について、次に掲げる事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 特色のある原材料（特定の原産地・製造地のもの、有機農産物、有機加工品、遺伝子組換えのもの、非遺伝子組換えのもの、特別な栽培方法により生産された産物又は品種名等・銘柄名・ブランド名・商品名のもの）を使用している旨</p> <p>(2) 特色のある原材料を使用した旨を示す商品名</p> <p>(3) 商品名に特定の地域名を表示する等、地域的特徴を意味する事項</p>	<p>ウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）</p> <p>(ウ) 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号</p> <p>(10) 輸入品にあつては原産国名</p> <p>ア 「原産国」とは、辛子めんたいこについては、すけとうだらの卵巣に唐辛子を原料とする調味液等で味付けをした国を、辛子めんたいこあえものについては、農水産物を辛子めんたいこであえた国をいう。</p> <p>イ 「原産国〇〇」又は「〇〇産」と表示する。</p> <p>(11) 栄養成分の量及び熱量</p> <p>栄養成分の量及び熱量を表示する場合は、食品表示基準の規定に従い表示する。</p> <p>2 規約第3条第1項各号に掲げる事項を表示する文字の色及び大きさは、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。</p> <p>(2) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962)（以下「J I S Z 8305」という。）に規定する8ポイント以上の活字の大きさの統一のとれた文字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものに表示するものにあつては、J I S Z 8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。</p> <p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第2条 規約第4条に掲げる特定事項は、次の各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 規約第4条第1号及び第2号に掲げる、特色のある原材料を使用している旨を表示する場合は、当該原材料が同一の種類 of 原材料を合わせたものに占める重量の割合を表示しなければならない。</p> <p>ただし、使用割合が100パーセントである場合は、割合表示を省略することができる。</p> <p>(2) 規約第4条第3号に掲げる、地域的特徴を意味する事項は、次のいずれかの条件を満たす場合に表示することができる。</p> <p>ア 当該地域を原産地とするすけとうだらの卵巣を原料とし、その地域で製造を行い、包</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(4) 栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨</p> <p>(5) 賞、推奨等を受けた旨</p> <p>(特定用語の使用基準)</p> <p>第5条 事業者は、辛子めんたいこ食品の取引に関する事項について、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 「天然」、「自然」又はこれらに類する用語</p> <p>(2) 「最高」、「最高級」又はこれらに類する用語</p> <p>(3) 「手造り」、「手作り」又はこれらに類する用語</p>	<p>装されたものに表示する場合</p> <p>イ すけとうだらの卵巣の原産地名と表示しようとする特定の地域名等と異なる場合であって、当該特定の地域名等と同一視野内に当該原産地名を消費者に分かるように明瞭に表示する場合</p> <p>ウ 当該地域において歴史的に辛子めんたいこの製造が行われ、当該事業者もその地域で古くから辛子めんたいこの製造を行っているかのような印象を与える表示の場合であって、その裏付けとなる根拠を消費者に分かるように明瞭に表示する場合</p> <p>(3) 規約第4条第4号に掲げる栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨を表示する場合は、食品表示基準の規定に従い表示しなければならない。</p> <p>(4) 規約第4条第5号に掲げる賞、推奨を受けた旨を表示する場合は、これを受けたものと同一の仕様によって製造された商品について表示することとし、賞にあつては、受賞の年、受賞者の氏名又は名称、受賞した品評会等の名称を、推奨にあつては推奨を受けた年、推奨者の氏名又は名称等を表示することとする。</p> <p>(特定用語の使用基準)</p> <p>第3条 規約第5条に掲げる特定用語は、次の各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 規約第5条第1号に掲げる「天然」、「自然」又はこれらに類する用語は、辛子めんたいこ食品を直接修飾する表現として使用することはできない。ただし、直接修飾しない表現として使用する場合には、この限りではない。</p> <p>(2) 規約第5条第2号に掲げる「最高」、「最高級」又はこれらに類する用語は、当該製品を製造する事業者が、当該製品と同種の製品を販売している場合において、当該製品の品質、製造方法等が当該製品と同種の製品に比べて特に優れていることを合理的に評価できる根拠をもって消費者に分かるように明瞭に説明できる場合に限り、表示することができる。</p> <p>(3) 規約第5条第3号に掲げる「手造り」、「手作り」又はこれらに類する用語は、広く業界で行われている製造方法の工程を自動化された機械又は装置を用いず、全て手作業で製造した場合に限り、表示することができる。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(4) 「本造り」、「本漬け」又はこれらに類する用語</p> <p>(5) 「秘伝」、「秘伝の製法」又はこれらに類する用語</p> <p>(6) 「博多名物」、「博多の味」又はこれらに類する用語</p> <p>(7) 「無添加」又はこれに類似する用語</p> <p>(8) その他内容を誤認させるおそれのある用語</p> <p>(その他の使用基準)</p> <p>第6条 公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認められる場合は、第4条、前条及び第7条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。</p> <p>(過大な包装の禁止)</p> <p>第7条 事業者は、辛子めんたいこ食品について、内容物の保護、品質保全又は製造技術上必要な限度を著しく超えて、その内容量を誤認されるおそれがある過大な容器包装を用いてはならない。ただし、容器包装の用に供するものを販売の主たる対象とする場合は、この限りではない。</p>	<p>(4) 規約第5条第4号に掲げる「本造り」、「本漬け」又はこれらに類する用語は、当該製品の製造方法等において、当該製品と同種の製品に比べて、特段の有意な差があると合理的に評価できる根拠をもって消費者に分かるように明瞭に説明できる場合に限り、表示することができる。</p> <p>(5) 規約第5条第5号に掲げる「秘伝」、「秘伝の製法」又はこれらに類する用語は、当該製品の製造方法等において、当該製品と同種の製品に比べて、独特の作り方であって、特別なものと合理的に評価できる根拠をもって消費者に分かるように明瞭に説明できる場合に限り、表示することができる。</p> <p>(6) 規約第5条第6号に掲げる「博多名物」、「博多の味」又はこれらに類する用語は、福岡県内であって、福岡市及びこれに隣接する市町村の地域で製造した場合に限り表示することができる。</p> <p>(7) 規約第5条第7号に掲げる「無添加」又はこれに類似する用語は、無添加である原材料名等が明確に併記され、かつ、当該原材料等が使用されていないことが確認できる場合でなければ使用することができない。なお、添加物について、当該表示を行う場合は、これに加え、食品衛生法第4条第2項に規定する添加物（栄養強化の目的で使用されるもの、キャリアーオーバー及び加工助剤に該当する場合を含む。）を一切使用していないことが確認できる場合でなければ、表示することができない。</p> <p>(過大な包装の禁止)</p> <p>第4条 規約第7条の「内容量を誤認されるおそれがある過大な容器包装」に当たるかどうかは、次の基準に基づいて判断するものとする。</p> <p>(1) 原則として、内容物の体積が容器の体積に対し3分の2以上であることを目安として、適正包装であるかないかを判定する。</p> <p>ア 測定方法については、容器の内りの体積包装とその内容物の体積の比率とする。ただ</p>

規 約	施 行 規 則
	<p>し、内容物の体積は、それが外接する最小の直方体の体積とみなす。</p> <p>イ アの内容物の体積の算出に当たっては、商品の特性とその保護のための必要性を勘案して商品の配列を行った状態において測定するものとする。</p> <p>(2) 包装形態別による基準は、前号に加え、次のとおりとする。ただし、前号ア中「容器」とあるのは「内容器」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 木製の箱等の容器であって、同容器を包装紙によって包装している場合</p> <p>(ア) 縁幅は5ミリメートル以下、中敷は3ミリメートル以下、底の空間は5ミリメートル以下とする。</p> <p>(イ) 容器、包装紙等の重量は、内容物を含む全重量の30パーセントを超えてはならない。</p> <p>イ 内容物を入れた容器(内容器)を更に紙箱等の容器(外容器)に入れている場合</p> <p>(ア) 内容器の内りの体積は、外容器の外寸体積の70パーセント以上とする。</p> <p>(イ) 外容器の縁幅は2ミリメートル以下とする。</p> <p>(ウ) 内容器の縁幅は5ミリメートル以下、中敷は3ミリメートル以下、底の空間は3ミリメートル以下とする。</p> <p>(エ) 容器(外容器及び内容器)、包装紙等の重量は、内容物を含む全重量の40パーセントを超えてはならない。</p> <p>(3) 規約第7条の「その内容量を誤認されるおそれがある過大な容器包装を用いてはならない」旨の規定は、容器包装の用に供するものを販売の主たる対象とする場合には、適用されない。</p> <p>また、この場合、専ら中元歳暮等贈答品として供される商品を含み、同商品については、第1号で定める事項に加え、次の基準を満たさなくてはならない。</p> <p>ア 木製、合成樹脂製の箱、陶器等を容器又は包装に用いている場合</p> <p>(ア) 縁幅は9ミリメートル以下、底の空間は3ミリメートル以下であること。</p> <p>(イ) 容器の内りの体積は外寸体積の45パーセント以上であること。</p> <p>(ウ) 販売時に容器及び内容物を開示した見本を展示していること。</p> <p>イ 樽もの等の異形の容器の場合</p> <p>(ア) 縁幅は9ミリメートル以下、底の空間は15ミリメートル以下であること。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第8条 事業者は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 辛子めんたいこ食品でないものを辛子めんたいこ食品であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 辛子めんたいこ食品の原産国又は原産地について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 辛子めんたいこ食品について、賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 辛子めんたいこ食品について、自己の取り扱う他の商品又は自己の他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 辛子めんたいこ食品について、製法、品質、成分、原材料等が実際のもの又は自己と競争関</p>	<p>(イ) 容器の内のりの体積は外寸体積の50パーセント以上であること。</p> <p>(ウ) 販売時に容器及び内容物を開示した見本を展示していること。</p> <p>(4) 前三号の基準については、現在の包装技術からみて可能な範囲において定めたものであって、包装技術の進歩等により、空間容積をこの基準より少なくすることが可能になれば、逐次改訂するものとする。</p> <p>(5) 内容物が実際よりも著しく多く入っていると誤認されやすい商品については、蓋を開けるなどにより、中身が見えるようにして販売するよう努めなければならない。</p> <p>(6) 見本を展示する場合は、実際のものの内容量が誤認されないようにするとともに、形状、着色の有無等についても誤認されないようにするものとする。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第5条 規約第8条に掲げる不当表示に当たるものを例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 規約第8条第2号関係 外国で生産された辛子めんたいこ食品について、その辛子めんたいこ食品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められる表示</p> <p>(2) 規約第8条第3号関係 ア 実際には受賞していないのに受賞したかのように受けとられる表示 イ 社会的地位、責任のないものが付けた賞の表示 ウ 申請することにより受賞できる賞の表示 エ 自己が付けた賞の表示</p> <p>(3) 規約第8条第4号関係 ア ある特定の商品に受けた賞、推奨等であるにもかかわらず、当該事業者に係る他の商品についても、賞、推奨等を受けたかのように誤認されるおそれがある表示 イ 賞、推奨等の表示に係る商品又は事業が、実際に賞、推奨等を受けた商品又は事業であることが明瞭に認知できない場合の賞、推奨等の表示</p> <p>(4) 規約第8条第5号関係 ア 客観的な根拠によらない「本漬」、「本造り」</p>

規 約	施 行 規 則
<p>係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 辛子めんたいこ食品について、他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗する表示</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造し、若しくは販売し、又は輸入して販売する辛子めんたいこ食品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第9条 この規約の目的を達成するため、公正取引協議会を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p> <p>(公正マーク)</p> <p>第10条 公正取引協議会会員は、この規約に従い適正な表示をしている辛子めんたいこ食品の容器包装等の見やすい場所に施行規則で定める「公正マーク」を表示することができる。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p>	<p>等の表示</p> <p>イ 客観的な根拠によらない「最高級」、「最高」、「最優良」、「第一」等の表示</p> <p>ウ 客観的な根拠によらない「最古」、「元祖」、「当社だけ」等の表示</p> <p>(5) 規約第8条第7号関係 実際のものとは著しく異なる見本の表示</p> <p>(公正マーク)</p> <p>第6条 規約第10条に規定する「公正マーク」の表示は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(1) 印刷</p> <p>(2) シール</p> <p>2 「公正マーク」の表示は、次の図柄をもって行う。</p> <div data-bbox="1013 1299 1300 1523" data-label="Image"> </div> <p>(「公正マーク」の使用方法)</p> <p>第7条 公正取引協議会に加入している事業者が規約に従って製造し、若しくは販売し、又は輸入して販売する辛子めんたいこ食品には、「公正マーク」を表示することができる。ただし、「公正マーク」は、ガラスその他反復して使用する容器に表示してはならない。</p> <p>2 「公正マーク」の使用方法は、次条第1項に基づく細則等によるものとする。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) 会員に対する情報提供に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、第3条から第8条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第13条 公正取引協議会は、第3条から第8条までの規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>長官に報告するものとする。 (違反に対する決定)</p> <p>第14条 公正取引協議会は、第12条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(施行規則の制定)</p> <p>第15条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p>	<p>(細則等の制定)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、規約及び施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。</p>

附 則

- 1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。
- 2 この規約の変更の施行前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。
- 3 この規約の変更の施行の日から平成32年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入される辛子めんたいこ食品の表示については、なお従前の例によることができる。